

# 島田市立島田第四小 令和8年度いじめ防止基本方針

## いじめの定義

○児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 基本方針

- 「いじめは人間として絶対に許さない」という強い意識の共有  
全教職員がいじめを人権侵害と捉え、いじめを受けた児童等の生命・身体・心身を徹底して守り抜くという強い意識をもちます。また、児童に対しても、他者の尊厳を重んじ、いじめを許さない心を育てていきます。
- 「いじめはどの子供にも起こりうる」という共通認識  
いじめは、どの学校、どの学級、どの子供にも起こりうるものであるという認識を全教職員が共有し、いじめを許さない、起こさせないための未然防止に努めるとともに、些細な兆候も見逃さない早期発見・早期対応に組織として努めます。

### 【保護者・地域との連携】

- 児童の良さや成長を共有し、「共に子供を育てるパートナー」としての信頼関係を深めます。家庭での些細な変化や不安も、気軽に相談できる開かれた関係づくりに努めます。
- 学校便りやホームページ等を通じ、学校での児童の様子や教育活動を発信します。あわせて、本基本方針やいじめ防止の取組についても積極的に周知し、学校・家庭・地域の共通理解を図ります。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 全教職員が多角的な視点で児童を見守り、情報を集約することで、特定の教員が抱え込まず「チーム学校」として組織的に対応します。
- いじめの定義や SNS トラブル、重大事態への対応等に関する校内研修を計画的に実施します。法や基本方針への理解を深め、全教職員の指導力と危機管理意識の向上を図ります。
- 教職員間の同僚性を高め、児童に関する些細な懸念や「情報の断片」を即座に共有・相談し合える、風通しの良い組織風土を醸成します。

### 【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)と緊密に連携し、児童や保護者への専門的なカウンセリングや福祉の支援につなげる窓口としての役割を果たします。
- 島田市家庭児童相談室、中央児童相談所、教育センター等の関係機関と定例的な情報交換を行い、困難事例に対して組織的・多角的な支援を展開します。
- 保幼小中の情報共有を強化し、中学校進学後も切れ目のない支援ができるよう、中学校区全体で児童の成長を見守る体制を推進します。

## いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年職員（学年主任・担任）、特別支援コーディネーター（必要に応じ、SC、SSW、PTA 会長、民生委員など）※いじめについての相談窓口となります。

## 全教職員

### 【未然防止※】

- 児童一人一人の良さを認め励ます教育活動を推進し、いじめに向かわせない基盤となる自己肯定感と自己有用感を育みます。
- 話し合い活動や振り返りの時間を意図的に設定し、児童が自らの成長を実感するとともに、互いの存在を尊重し合える集団づくりを推進します。
- 道徳科の時間を核とし、多様な価値観に触れる中で、他者への思いやりや規範意識を高め、自らの生き方を深く考える機会を充実させます。
- SST（リソナル・トレーニング）や SEL（リソナル・エモショナル・トレーニング）等を効果的に活用し、誰もが安心して過ごせる「支持的風土」のある学級経営を徹底します。
- 情報モラル教育を計画的に実施し、SNS 等での誹謗中傷に対する具体的な指導を行うとともに、家庭と連携したネット利用のルールづくりを啓発します。

### 【早期発見※】

- 児童の日常の言動や表情の些細な変化を敏感に捉え、家庭環境や交友関係など背景にある要因を含めた多面的な児童理解に努めます。
- 定期的なアンケート(学校生活を楽しむためのアンケート)や教職員によるチェックリストを実施・分析し、潜在化しやすいトラブルの早期把握と学級経営の改善に繋がります。
- 学年会や職員会議等の場を活用し、児童に関する情報を組織的に共有・蓄積することで、特定の職員に情報を抱え込ませない体制を構築します。
- スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等と緊密に連携し、専門的な知見に基づくアセスメント(状況分析)を早期対応に活用します。

### 【早期対応※】

- いじめの疑いが生じた際は、学校いじめ対策組織を中心に速やかに事実確認を行い、情報を全職員で共有するとともに市教育委員会へ遅滞なく報告します。
- いじめを受けた児童の安全確保と心のケアを最優先とし、「徹底して守り抜く」姿勢で対応します。また、加害児童に対しては事実に基づき、毅然とした態度で「いじめは絶対に許されない」という断固とした指導を行います。
- 対策会議等を適宜開催し、特定の教職員の主観によらない客観的な状況判断のもと、組織的な指導・支援方針を決定します。
- 被害・加害双方の保護者に対し、事実関係を速やかかつ誠実に報告し、児童の健やかな成長を支えるという共通認識のもと、解決に向けた緊密な連携を図ります。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- いじめられた児童の心情に寄り添い、「いじめ行為が止んでいること」かつ「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2点を組織として慎重に確認します。少なくとも3か月を目安に継続的な見守りを行い、安易に解消したと判断せず徹底した再発防止に努めます。
- 学級担任のみならず、学校いじめ対策組織を中心とした全教職員が「当該児童を守り抜く」という共通認識をもち、日常的な観察や声掛け、状況共有を継続します。
- いじめによる生命・心身・財産への重大被害や、不登校（年間30日目安）などの重大事態が発生した疑いがある場合は、法第28条に基づき直ちに市教育委員会へ報告します。教育委員会の指導のもと、速やかに調査組織を設置し、事実関係を解明するための客観的な調査を実施します。